

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	砂防課	整理番号	1-401
許認可等の種類	砂防指定地内の行為、砂防設備占用の許可			
根拠法令条例等・条項	長野県砂防指定地管理条例第3条第1項、第12条第1項			
許認可等の概要	砂防指定地内における制限行為、砂防設備占用に対する許可・不許可処分			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>①行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号)</p> <p>②砂防設備占用許可事務取扱要領第2</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	3週間または6週間。			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発第52号)			